

4号機 航空障害灯の異常について (続報)

平成 16 年 11 月 2 日

平成 16 年 11 月 1 日午後 4 時 5 分、定期点検中の 4 号機において、主排気筒 (1) に設置している航空障害灯 (2) の異常を示す警報が中央制御室において点灯しました。運転員が確認したところ、3 灯ある航空障害灯のうち 1 灯が消灯していました。このため、国土交通省東京空港事務所に本事象の連絡を行いました。

(11月2日お知らせ済み)

本日、航空障害灯の点検を行ったところ、点滅を制御する装置の基板の不良とわかりました。このため、基板の取替を実施し、午後 3 時 7 分に復旧しました。また、国土交通省東京空港事務所に復旧の連絡を行いました。

- 1 主排気筒は、原子力施設内の空気を大気中に放出するための円筒状の排気設備。
- 2 航空障害灯は、航空法第 5 1 条に基づき、航空交通の安全確保の観点から、事業者が設置・管理している。

以上